



# EAnetwork

先日プラネタリウムへ行ってきました。数え切れない程の星空の下、久しぶりのミニ宇宙旅行で感じたのは、私たちもまた宇宙の一部であるということ。銀河系や果てしなく壮大な宇宙とその成り立ちに、私たちがいかに奇跡的な偶然によって生まれた存在であるかを感じました。私たちも星のかけら、星の子どもたち。幼い頃のようなみずみずしい気持ちで、夜空を見上げた帰り道でした。

## ☆ Environmental column ☆

### フェイズ I 評価の規格化の動き—その2

わが国で唯一規格化された BELCA フェイズ I の基本となるものは、ASTM フェイズ I である。ASTM のフェイズ I・II の技術マニュアルについては協同組合地盤環境技術研究センター（以下、GETReC）が翻訳し販売しており、多くの方に利用されている。なお、わが国では、既に用地および組織の環境サイトアセスメントとして、JIS Q 14015 が規格化されている。この規格は ISO 14015 を原文に忠実に翻訳したものである。ASTM E1527 および E1528 は 1993 年に初版が交付されており、ISO 14015 は 1993 年から制定に向けて活動を開始し、2001 年に発行されている。ISO 14015 の内容は ASTM E1527 および E1528 を参考にしており内容が類似しているが、フェイズ I という概念はない。

ISO 14015 の適用範囲は、サイトでのサンプリングおよび分析を行うことを含まず、現地の視認調査や聞き取り調査で収集した情報により、環境アセスメントを行う手法についての指針を提案することである。具体的には ASTM の限定的環境デューデリジェンス実務規格 E1528-06 よりも、環境サイトアセスメント実務規格 E1527-05 に近いものである。困みに、E1527-05 はスーパーファンド法における土地所有者責任保護（Landowner Liability Protections：LLPs）を目的とする場合に、フェイズ I として実施が要求されるが、E1528-06 の適用範囲は限定的なデューデリジェンスに限られている。また、ASTM では REC\* は E1527-05、つまりフェイズ I において定義されているが、E1528-06 では REC は定義の対象から除外され、PEC（Potential Environmental Concerns：潜在的環境懸念事項）という言葉が適用されている。その違いは、REC は特定された状態であるが、PEC は推定される状態である。

ASTM では 2005 年、2006 年にフェイズ I 規格を改訂した（E1527-05、E1528-06）。その中では、フェイズ I の法的な根拠も改訂されている。主な改訂としては、①以前はフェイズ I の一部とされていた E1528（Transaction Screen Process：主に聞き取り調査）の適用範囲が、限定的な環境デューデリジェンスを対象として、フェイズ I 環境サイトアセスメントの範囲から除かれたこと。②ブラウンフィールド改正法により、AAI（All Appropriate Inquiry：全ての適切な調査）を満足することが、法的な根拠に基づきフェイズ I に要求されることとなった。③ブラウンフィールド改正法において、隣接不動産の所有者および誠実な将来の不動産購入者の保護が明確になったこと。④データが欠落していた場合の措置が明文化されたこと、などがある。なお、①から④については、次号以降で説明する。

現時点で、公表されたわが国のフェイズ I 規格は BELCA のものだけであるが、現実には前号に示したように各社がそれぞれのフェイズ I を実行しており、そのことが混乱を生じフェイズ I の信頼性に影響していることも否定できない。そのような背景もあり、環境省や国土交通省でもフェイズ I の規格化を検討している。フェイズ I に対する要求は、年々高度になっている。その点を考慮すると BELCA のフェイズ I も決して十分とは言い難い。

※「REC」について（BELCA ガイドラインでは「使用履歴のある有害物質や石油製品などが、現時点で漏洩している状態にある、過去に漏洩した履歴がある、あるいは将来において漏洩が発生することが十分に懸念され、土壌や地下水に影響を引き起こすような状況があれば、その事実を REC と判断する。したがって、過去から現在までの法律等が求めてきた維持管理要件等を遵守してきた不動産であっても REC が存在することがある。なお、一般に人の健康や生活環境に対して脅威とならないと判断されるものは REC と判断されない場合がある。」と定義されている：Recognized Environmental Condition）

アースアプレイザル 技術顧問 西田 道夫 技術士（応用理学・建設）

## ☆土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、現在の状況☆

環境省 HP では 2007 年 7 月 30 日現在、指定区域状況が「2007 年 6 月 30 日現在」となっております。環境省の HP に掲載されている自治体に限り、弊社独自に「2007 年 5 月 17 日～7 月 25 日」の期間について調査（HP や直接電話で確認調査）をした結果をまとめました。詳細は以下の通りです。

環境省 HP に掲載されている指定区域（2007 年 6 月 30 日現在）は 105 カ所、一部解除されている区域は 8 ケ所、解除は 92 カ所の計 205 カ所となっています。

弊社の調査結果（2007 年 7 月 30 日現在）では土壌汚染対策法第 5 条第 1 項に基づく指定区域が全国で 100 カ所になっています。また、過去に指定され、一部解除されている地域は 7 ケ所、指定が解除された区域が 102 カ所となっています。

調査の結果、新規情報（HP と異なる）が 8 カ所あったため、お知らせ致します。

81：大阪府高槻市古曽部町 2 丁目（解除）H19.7.6

133：神奈川県相模原市大山町（解除）H19.6.29

157：兵庫県加西市北条町（解除）H19.7.20

173：神奈川県川崎市中原区上丸子古川通（解除）H19.7.17

183：東京都大田区西糀谷 4 丁目（指定）H19.7.10

192：香川県高松市番町 1 丁目（解除）H19.7.23

未掲載：東京都板橋区舟橋 3 丁目（指定）H19.7.3

未掲載：兵庫県三木市吉川町（指定）H19.7.20

環境省 HP <http://www.env.go.jp/water/dojo/sekou/shitei.html>

今回の EAnetwork いかがでしたでしょうか。このニュースレターへの感想や土壌汚染に関するご質問など、お気軽に Fax または [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp) までご連絡ください。

この EAnetwork は、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。以後メーリングリストでの配信希望の方は、下記にチェックの上 FAX にてご返送、または [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp) までご連絡ください。

弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております

(<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが同様にご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

株式会社アースアプレイザル

編集者：藤井史枝

伊藤祥子

TEL: 03-5298-2151

FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル（北海道）、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・りんかい日産建設・協和地下開発・神港サービス（関東）、アイエーシー（神奈川）、細野建設（長野）、トーエネック・フルエンゲル・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、三協エンジニア（奈良）、エイトコンサルタント（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、日本地研・アースアプレイザル九州（福岡）、リサイクルワン、アースアプレイザル GF（大阪）